

災害時における被災者及び救援物資の輸送業務の提供に関する協定書

久喜市（以下「甲」という。）と社団法人埼玉県トラック協会久喜支部（以下「乙」という。）とは、災害発生時又は災害発生のおそれのある場合（以下「災害時」という。）における被災者及び救援物資の輸送業務の提供について、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 久喜市地域防災計画の災害応急対策活動及び被災市町村相互の応援措置のために、必要な自動車運送事業用自動車（以下「事業用自動車」という。）の緊急輸送に関し必要な事項をこの協定で定め、緊急輸送が迅速かつ円滑に実施されることを目的とする。

（協力の内容）

第2条 前条に規定する協力の内容は、次に掲げる事項とする。

- （1） 食糧、飲料水及び生活必需品、その他必要な物資の運搬
- （2） 被災者の救出及び被災者救援等に必要な物資の運搬
- （3） その他必要と認められるものについての運搬

（要請）

第3条 甲は、緊急輸送を乙に要請する場合は、様式1「緊急輸送要請書」によりおこなうものとする。ただし、文書により要請できない場合は、口頭により要請し、その後速やかに文書を交付するものとする。

（実施）

第4条 甲からの緊急輸送の要請があった場合、特別な理由がない限り他に優先して乙に所属する運送事業者を指定し（以下「指定運送事業者」という。）、甲に対し事業用自動車を提供させるものとする。

（報告）

第5条 乙は、前条の規定により緊急輸送を実施した場合は、甲に対し様式2「緊急輸送実施報告書」により報告するものとする。

（経費の負担）

第6条 乙は、前条の規定により緊急輸送を実施した場合は、甲に対しその経費を請求し、甲はその経費を負担するものとする。

2 緊急輸送に要した運賃及び料金は、貨物自動車運送事業法（平成元年 12 月 19 日法律第 83 号）第 11 条の規定により国土交通大臣に届出した額を基準とし、甲乙協議の上定める。

（事故等）

第 7 条 乙の供給した事業用自動車が、故障その他の理由により運行を中断したときは、乙は、速やかに当該事業用自動車を交換してその供給を継続しなければならない。

2 乙は、その事業用自動車の運行に関し、事故が発生したときは、甲に対し速やかにその状況を報告しなければならない。

（損害賠償及び紛争の解決）

第 8 条 指定運送事業者は、緊急輸送中に甲及び第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償するものとし、紛争が生じた場合は、早期解決のために誠実に対応するものとする。

（災害補償）

第 9 条 緊急輸送中の従事者の責めに帰すことができない理由により、当該事業者が死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は障害の状態となったときは、指定運送業者が補償する。

（災害時相互応援協定市等への適用）

第 10 条 この協定は、甲が災害時における相互応援に関する協定を締結している市等の地域に災害が発生し、甲が災害応急対策活動を行うために事業用自動車による緊急輸送が必要となった場合についても適用する。

（報告の要請）

第 11 条 甲は、応急措置活動に出動できる人員、機材等の状況について、本協定締結後必要がある都度、乙に対して報告を求めることができる。

（有効期間及び更新）

第 12 条 本協定書の有効期間は、協定締結の日から平成 19 年 3 月 31 日までとする。

2 前項の期間満了の 3 ヶ月前までに、甲又は乙いずれかの側からもこの協定改定意思表示がないときには、更に 1 年間有効期間を延長するものとし、以後この例による。

(協議)

第 13 条 本協定の定めのない事項については、その都度甲乙協議して定めるものとする。

本協定の成立を証するため、本書 2 通を作成し甲乙記名押印のうえ、各自 1 通を保有する。

平成 17 年 11 月 25 日

甲 埼玉県久喜市大字下早見 85 番地の 3
久喜市
久喜市長

乙 埼玉県北葛飾郡栗橋町大字高柳 2, 181
社団法人埼玉県トラック協会久喜支部
支部長

連絡先 埼玉県久喜市南 2-1-35
関東流通サービス株式会社
代表取締役